

宮崎県医療分野における食材料費高騰対策緊急支援金 支給・申請要領

令和6年4月1日
医療政策課

第1 目的

食材料費高騰の影響を受ける宮崎県内の病院、診療所（以下「病院等」という。）に対して、予算の範囲内において支援金を支給することで、事業者の負担軽減を図り、医療サービス等の安定した提供を図る。

第2 支給の対象

次の1及び2の要件を満たすこと。

1 事業者要件

- ① 宮崎県内において、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所で、かつ、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の規定による指定を受けている病院等を運営する事業者
- ② 次のア又はイに該当しない者であること。
 - ア 次のいずれかに該当する者
 - ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ・ 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ・ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
 - ・ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - イ 法人の役員等がアに掲げる者のいずれかに該当する者

2 事業所要件

令和6年4月1日現在で、病院又は有床診療所であって、医療法の規定に基づく許可等を受けており、かつ、申請日時点において廃止又は休止していないこと。

第3 支援金の額

支援金の支給額は、次のとおりとする。

支援対象施設	支援金の額
病院・有床診療所	1 許可病床当たり3,200円

第4 支援金の申請・請求

支援金の支給を受けようとする者は、県が別途定める申請期日までに、原則として宮崎県電子申請システム（以下「電子申請」という。）により、申請情報を入力し、提出しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により電子申請によることができない者は、郵送により申請書類を提出することができる。なお、郵送により提出する場合は、次の書類を提出するものとする。

- ① 宮崎県医療分野における食材料費高騰対策緊急支援金申請書（別記様式第1号）
- ② 宮崎県医療分野における食材料費高騰対策緊急支援金請求書（別記様式第2号）
- ③ 申請者の振込先口座情報がわかる通帳の写し
（申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状（別記様式第3号））
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第5 支援金の審査

県は、必要に応じて、申請した事業者に対し、資料の提出を求める等した上で、提出のあった申請内容を審査し、適正と認める場合は支援金の交付決定を行う。

なお、事業者に対する決定の通知は、第6の支援金の支払いを持って代える。

第6 支援金の支払

県は、第5の規定により、支援金の交付決定を行ったときは、申請者が指定する振込預金口座に支援金を振り込むものとする。

第7 調査への協力

県は、支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができ、支援金の支給を

受けようとし、又は支給を受けた事業者は調査に協力しなければならない。

第8 支援金の返還

支援金の支給を受けた事業者が、第2に定める条件を満たさないことが判明した場合は、事業者は、県に支援金を返還しなければならない。

第9 その他

支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

附 則

この要領は、令和6年4月 日から施行し、令和6年度の予算に係る宮崎県医療分野における食材料費高騰対策緊急支援金に適用する。